種苗法（抄）

（研究機構等による指定種苗の集取）

第六十二条　農業者、研究機構等による農業に関する試験研究の成果の利用の促進を図るため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）又は国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）に対し、指定種苗の集取をすることを命ずることができる。

2・3　（略）

4　研究機構等の職員は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

（虚偽届出等の罪）

第七十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　正当な理由がないのに第六十二条第一項又は第六十三条第一項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三　（略）

種苗法施行令（抄）

（都道府県が処理する事務）

第六条　（略）

2　大臣は、第六十二条及び第六十五条に規定する農林水産大臣の権限（指定種苗の集取に関する事務のうち、指定種苗の種類、品種及び生産地の区域を勘案して農林水産大臣が定める基準に従い都道府県知事が処理することとするものを除く。）を、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

3・4　（略）

（備考）　中央点線の所から二つ折りとすること。

様式第十四号（第二十六条関係）

指定種苗検査結果報告書

年　月　日

農林水産大臣　　殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事（種苗管理担当）　　㊞

又は

独立行政法人家畜改良センター
理事長　　㊞

種苗法第63条第３項の規定に基づき、下記のとおり指定種苗の検査結果を報告します。

記

第１　指定種苗の表示に関する検査結果（種苗法第59条関係）

１　種苗表示検査結果（総括表）

		検査結果内訳		
指定種苗の区分	検査点数	完全表示	不完全表示	無表示
合　　計				

注１：指定種苗の区分欄には、「野菜」、「工芸農作物」等と記入する。

注２：苗については、（　）内に内数で記入する。

２　種苗表示検査結果

検査対象種苗業者		表示事項等												備考
氏名又は名称	住所	種類	品種	検査項目	表示されている種苗業者		生産地	種子			数量	使用農薬		
					氏名又は名称	住所		発芽率（%）		採種年月又は有効期限		有効成分名	使用回数	
								表示発芽率	検査発芽率					

注１：「２　種苗表示検査結果」は、店頭表示検査において不完全表示又は無表示であった種苗及び集取をした種苗についてのみ記入する。

注２：種子については、検査対象種苗業者欄から種子の表示発芽率欄まで（品種の検査項目欄を除く。）には表示されている事項を、検査発芽率欄には検査結果の数字を記入する。採種年月又は有効期限欄から使用農薬の使用回数欄までには、適正な表示である場合にあっては「適」、表示の不備等がある場合にあっては「否」を記入する。

注３：検査対象種苗業者及び表示されている種苗業者の住所欄には、都道府県名のみを記入する。

注４：検査対象種苗業者と表示されている種苗業者が同じである場合には、表示されている種苗業者の氏名又は名称欄及び住所欄に「同左」と記入する。

注５：品種の検査項目の欄には、飼料作物の種子に係る表示内容検査の基準を満たす場合にあっては「適」を、当該基準を満たさない場合にあってはその検査項目名を記入する。ただし、検査の対象とならない品種については、「―」を記入する。

注６：店頭表示検査において不完全表示又は無表示であった種苗は、該当欄（使用農薬欄を除く。）に「否」を記入する。

注７：使用農薬欄には、適正な表示（農薬を使用していない場合において、表示がない場合を含む。）である場合にあっては「適」を、不完全な表示である場合にあっては「否」を記入する。「否」を記入した場合にあっては、その内容を備考欄に記入する。

注８：備考欄には、種苗業者に対して改善報告を求めた内容その他特記すべき事項を記入する。

第２　指定種苗の生産等に関する基準に係る検査結果（種苗法第61条関係）

検査対象種苗業者		種類	品種	品種の純度		種子伝染性病害		純潔種子率	発芽率	含水量	遺伝子組換え種子の混入の有無		備考
氏名又は名称	住所			品種型の異常	異株の混入率（%）	病害名	罹病率（%）				検査した遺伝子組換え種子の品種の名称	混入の有無	